

^ 【Q 措置施設の運営費の弾力運用】

Q 措置施設における運営費の弾力運用について教えてください。

A 社会福祉施設における運営費（措置費）の取扱については、厚労省関係局長連名通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」で次のように定められている。

1 運営費の弾力運用が認められる要件

- (1) 社会福祉法人指導監査要綱及び関係法令に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。
- (2) 各施設それぞれの関係通知に基づく施設監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。
特に、入所者及び職員に対する処遇が適正に行われていること。
- (3) 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。
- (4) 利用者本位のサービスの提供のため、
 - ① 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果が公表されていること。
 - ② 福祉サービス第三者評価事業に基づく第三者評価を受審し、その結果の公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。

なお、(4)のみを充たしていない場合は、別途厚労省課長通知によること。

2 運営費の運用（弾力運用）

項 目	判定	摘 要
人件費、管理費、事業費の経費区分を超えての執行は可能か	○	各経費区分に関わらず、施設内の経費への充当は可能である。
運営費を次年度以降の経費として積立てることは可能か	○	使用計画を作成し、次の積立金に積立てることは可能である。 ① 人件費積立金（人件費の類に属する経費） ② 施設整備等積立金（施設・環境の整備、備品の購入、土地の取得経費 等）

上記の積立金を積立て目的以外への使用は可能か	○	理事会において法人の経営上やむを得ないものと承認された場合可能である。
同一法人が運営する他の施設整備に係る経費に充当は可能か	○	民間施設給与等改善費としての加算額を限度として、福祉医療機構等からの借入金の償還金及び利息への充当は可能である。
拠点区分において発生した預貯金の利息等の収入（運用収入）は使用可能か	○	以下の経費に充当可能である ① 福祉医療機構からの借入金の償還金及び利息 ② 法人本部の運営に要する経費 ③ 同一法人が行う第一種・第二種社会福祉事業の運営に要する経費 ④ 同一法人が経営する小規模の公益事業で施設と一体的に運営される事業の運営に要する経費 ⑤ 介護保険法の指定居宅サービス事業の運営に要する経費
前期末支払資金残高を運営経費への充当は可能か	○	あらかじめ、理事会の承認を得た上で以下の経費への充当は可能である。 ① 当該施設の人件費、光熱水費等通常経費の不足分の補填に要する経費 ② 法人本部の運営に要する経費 ③ 同一法人が行う第一種・第二種事業の運営に要する経費 ④ 同一法人が経営する小規模の公益事業で施設と一体的に運営される事業の運営に要する経費。ただし、前期末支払資金残高の10%を限度とする。 ⑤ 介護保険法の指定居宅サービス事業の運営に要する経費
当期末支払資金残高の保有は可能か	○	過度な保有を防止する観点から、運営費（措置費）収入の30%以下の保有を目途としている。
同一法人が運営する他施設、法人本部及び収益事業への資金の貸借は可能か	○	当該法人の経営上やむを得ない場合、年度内の貸借を条件に可能である。
法人外部へ貸付は可能か	×	法人外への貸付は認められない。